

## 社会福祉法人広島厚生事業協会 役員等の報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 広島厚生事業協会（以下「協会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、協会を主たる勤務場所とし週5日以上協会の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、役員等としての職務遂行の対価として支払う報酬、賞与及び退職手当をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（日当、宿泊料）等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、職務遂行の対価として、報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。

- 2 非常勤役員には、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。
- 3 評議員には、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

### (報酬)

第4条 常勤役員の報酬は、各年度の総額が65,000,000円を超えない範囲で、別表に定める額を支給する。

但し、協会が経営する施設の職員である理事の報酬は、職員給与規則に基づき算定される給与等の額とする。

- 2 非常勤役員等の報酬は、理事会及び評議員会に出席の都度、一人一日当たり25,000円とする。

なお、非常勤役員等が職務として研修会等に参加する場合及び監事が監査を行う場合等についても同額とする。

(賞与)

第5条 常勤役員の賞与は、基準日在職の常勤役員の報酬月額<sup>1</sup>の1ヶ月分を支給する。但し、協会が経営する施設の職員である理事の賞与は、職員給与規則に基づき算定される賞与の額とする。

(退職手当)

第6条 退職手当は、常勤役員については退職時の報酬月額に常勤在職期間を乗じて算定される額を支給する。但し、協会が経営する施設の職員である理事の退職手当は、職員給与規則に基づき算定される退職手当の額とする。

2 在職期間の算定に当たっては、6か月未満は0.5年、6か月以上は1年とする。

(費用)

第7条 協会の役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを支給する。

2 常勤役員には、通勤手当を支給する。通勤手当の月額<sup>2</sup>は、職員給与規則に基づき算定される額とする。

3 役員等が協会の用務のために旅行したときは、職員旅費規則に基づき算定される旅費を支給する。

(減額措置)

第8条 協会の業績等により、理事長が必要と認めるときは、評議員会の承認を得て、常勤役員の報酬等を減額することができる。

(準用)

第9条 役員等の報酬等の支給に関し、この規程に定めのない事項(支給日、支給方法、源泉徴収及び社会保険料等の控除等)については、職員給与規則を準用する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める

ものとする。

附 則 従前の役員報酬等規程及び社会福祉法人広島厚生事業協会非常勤役員等に対する報酬及び費用弁償に関する規程並びに理事等役員定年規程は、廃止する。

附 則 この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年6月8日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

別表 常勤役員の報酬

役職名	報酬月額（単位千円）
理事長	850
専務理事	700
常務理事	500